

令和7年12月25日 こども家庭庁

こども家庭庁HPへ公表

**こども性暴力防止法の施行に向け、
「認定事業者マーク」「法定事業者マーク」を制定
1年後の施行に向け、こどもを守る環境づくりを目指す**

こども家庭庁は、令和8年12月25日に施行する予定の「こども性暴力防止法（※1）」に基づき、国の認定を受けた事業者が表示する「認定事業者マーク」、また学校や認可保育所等が表示する「法定事業者マーク」を制定しました。これらのマークは、基準を満たした事業や施設において表示することにより、こどもや保護者等が地域で教育・保育のサービスを安心して利用できる環境の整備を図るものです。

こどもをまもろう みんなでまもろう



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

今回制定したマークは、学校や認可保育所を始めとして、公的な認可等を受けてこどもに教育や保育を行う場や、国からの認定を受けたこどもが通う学習塾、スポーツクラブ、放課後児童クラブなどの民間事業者が、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るために取組を行っていることを、簡単に分かるようにするためのものです。

モチーフには、大きな目でこどもを見守る「フクロウ」を採用し、「こまもろう」と名付けました。こどもをしっかり“見て守る”黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。デザインは、こどもにも親しみやすく、さまざまな場所で見つけやすいよう、本体にはあたたかいオレンジを基調に、背景に青とピンクを用いることで視認性と分かりやすさを高めています。

また、制定の過程では、10月に「こども若者★いけんぶらす（※2）」の仕組みを活用し、いけんひろば（※3）でマークのデザインについてこどもたちからの意見を直接聴く場を設けるなど、多くの方のご協力をいただきました。10月のヒアリングでは「明るく安心でき、かつ、目立つ色がよい」「キャラクターがあ

ると親しみやすい」といった意見が寄せられ、これらを踏まえてデザインの検討を重ねました。

今回制定したマークには、基準を満たして認定を受けた事業に表示できる「認定事業者マーク」（左側）と、法律上の義務対象施設が表示する「法定事業者マーク」（右側）の二種類があります。これらのマークは、法に定められた基準を満たす施設・事業者のみによって表示されます。いずれも施設の入口や受付、ウェブサイト、募集広告、求人広告などに表示されることで、子どもや保護者等が自然と目にし、子どもへの性暴力を防ぐ取組を行っていることを認識できる環境づくりを進めます。今後、これらのマークが社会に浸透することにより、性暴力から「子どもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指します。



【こども家庭庁 黄川田大臣のコメント】



子どもを性暴力から守ることは、家庭だけでも、教育・保育の現場だけでも成し得ません。子どもと接するすべての方の理解と協力が必要です。日々子どもと向き合う大人が、関心を持ち、声を聴き、何かがあった時に守る体制をつくることが何より大切だと考えております。このマークを通じて、子どもたち、保護者の皆様、教育・保育等、子どもに接する現場で働く皆様お一人おひとりが「子どもの安心」を考え、子どもを性暴力から守るために行動する社会をつくっていきたいと思います。ぜひみなさまのご協力をお願いいたします。

※1 正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」

※2 こども家庭庁を始め各省庁が様々な方法で子どもから意見を聴き、子どもや若者に関わる制度、政策をよりよくする仕組み

※3 「こども若者★いけんぶらす」に登録したメンバーの方が、各省庁から提案のあったテーマや子ども・若者のみなさんが意見を伝えたいテーマについて意見を伝えることができる場

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局総務課

電話：03-6858-0195

Email：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp